

報告第 1 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

平成28年 2 月12日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第 1 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項により、三朝町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 1 月 18 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町証人等の実費弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第 3 項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第 4 項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第 3 項の規定に基づき、議会、選挙管理委員会及び公聴会等に出頭し、又は参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第 3 項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第 4 項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第433条第 3 項の規定に基づき、議会、選挙管理委員会及び公聴会等に出頭し、又は参加した者（以下「証人等」という。）の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。